

令和6年度 就学援助制度のお知らせ

この制度は、年度ごとに申請が必要です。令和5年度に受給していた方、令和6年度の入学前支給を受給された方も再度申請をしてください。

蓮田市では、お子様達が学校で楽しく勉強できるように、学用品費や給食費等の援助を行っています。

令和6年4月に入学・進級されるお子様をお持ちで援助を希望される方は、内容をよくお読みいただき教育委員会（学校教育課）に申請してください。

【Ⅰ】援助の対象となる方

1 下記のような状況の世帯の方

- ①生活保護の廃止・停止を受けた方
 - ②市民税が非課税または減免されている方
 - ③国民年金保険料の免除または国民健康保険税を減免されている方
 - ④児童扶養手当を受けている方
 - ⑤収入が少ない等、学校での費用にお困りの方
 - ⑥上記以外の特別な事情により援助が必要と認められる方
- ※⑤については、同一世帯全員の所得額の合計をもとに審査します。

2 現在、生活保護を受けている方

生活保護を受けている方については、修学旅行費及び医療費のみ援助の対象となります。

【Ⅱ】申請手続等

「就学援助費申請書」に必要事項を記入し、教育委員会（学校教育課）へご提出ください。

認定の可否は、書類審査のうえ、6月下旬頃に申請者に審査結果を通知します。

結果の通知は、審査の都合で遅れる場合がありますのでご了承ください。

<提出先>

教育委員会（学校教育課） 窓口 または 郵送（必着）

プレックス蓮田（蓮田駅西口行政センター） 窓口 または 郵送（必着）

<提出期限>

- 1) 年度当初からの援助をご希望のかた 令和6年4月12日（金）（必着）
- 2) (1)に間に合わない方 令和6年度中随時受付（原則申請日が認定日となり、遡ることはできません）

<注意事項>

※令和5年11月に実施した小学校入学予定者対象の「就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）入学前支給」の申請において、認定及び否認定となった方でも本制度を希望する場合は「就学援助費申請書」を提出してください。

（入学前支給の申請については令和4年中の総所得額で審査を行いましたが、令和6年度就学援助制度の申請については令和5年中の総所得額で審査を行います。そのため、入学前支給について認定（否認定）の方でも令和6年度就学援助制度は否認定（認定）となる場合があります。）

※学童保育所に入所している方（入所を希望される方）は、就学援助が認定され次第、学童保育料の減免制度が適用されます。学童保育料の減免には、別途保育課へ学童保育所保育料減免申請書の提出が必要になります。

※区域外就学の場合は、住所のある市町村にも申請してください。

※令和6年1月1日時点で市外にお住まいのかたについては、同意書（マイナンバー記入）または、後日、令和6年度分（令和5年分）課税（所得）証明書のご提出をお願いします。

※申請内容は在籍校に報告します。また、制度の円滑な実施のために、必要に応じて、この制度の該当者であることを関係機関にも情報提供することがあります。